

REPORT I

企業の環境淘汰のはじまり

- なぜ、環境に着目した企業評価が必要か -

社会研究部門 川村 雅彦

環境問題は地球社会がかかえる重要な21世紀的課題である。限りある資源と自然生態系を保全し、持続可能な社会を形成するために、あらゆる人間活動において資源の節約と環境負荷の低減が強く求められている。

本稿では、企業経営と環境問題の関係に焦点を当て、その質的・構造的な変化を概観した上で、環境による企業淘汰の始まりと環境に着目した企業評価の必要性について述べる。

1. 環境問題の質的・構造的変化

環境問題は、かつての「産業公害」から、原因と対策において本質的に性格の異なる地球環境問題に代表される新たな問題へと大きく変化した。

(1) 特定の環境汚染を問う産業公害

わが国では1960年代になって産業公害が顕在化した。その環境汚染や人的被害の原因は特定事業者による特定の環境汚染行為であった。その対策として、工場からの大気汚染や水質汚濁などを排出端で抑制するエンド・オブ・パイプ（出口管理）型の規制で十分解決可能と考えられた。

(2) あらゆる環境負荷を問う新たな環境問題

しかし、80年代になって地球温暖化、酸性雨、熱帯雨林の減少などの地球環境問題が顕在化し、90年代には廃棄物（処分場）問題や環境水

ルモンなどの有害化学物質汚染が深刻化してきた。これらの新たな環境問題は、従来の産業公害とは異なり、人々の日常生活や通常の企業活動における環境負荷が原因となっており、個々には軽微であっても、全体として広域ないし地球全体にかかわる重要問題として認識されるようになった。

あらゆる環境負荷の発生を抑制し低減するには、従来型の特定の環境汚染行為に対する規制だけでは不可能であり、社会経済の仕組み自体を改造せざるを得ないことが明らかになった。すなわち、個人ではライフスタイルの変革、企業ではインライン（活動工程見直し）型の対応が必要となってきたのである。

産業公害が工業化に伴う「20世紀型環境問題」とすれば、地球環境問題、廃棄物問題、有害化学物質汚染問題など性格が異なる新たな環境問題は、20世紀末になって人類社会に突き付けられた「21世紀型環境問題」である。

2. 環境規制手法の変化

環境問題の質的・構造的変化に呼応して、わが国の環境政策も先進諸国と同様に、産業公害防止のための直接的な「出口規制手法」から、企業の環境負荷や環境コストの削減への創意工

夫を促す「経済的手法」へと大きく転換した。

(1) 70年代の出口規制手法

わが国の90年代は環境法規制が矢継ぎ早に導入された10年であったが、環境法規制が次々と制定されたのは、今回が始めてではない。いわゆる公害国会のあった70年の前後にも、大気、水質、騒音、悪臭、廃棄物処理などに関する法律が立て続けに成立し、71年には環境庁が設置されている。

この一連の公害規制は前述のようにエンド・オブ・パイプ型の規制手法と呼ばれ、生産施設から出る排ガス、排水、騒音などの排出基準値を定め、これを企業に守らせることにより公害防止を達成しようとしたのである。企業は法的な排出基準を遵守する義務を負い、排ガスや排水などの処理設備を導入したが、これは事業活動の制約条件となるばかりでなくコスト増大を招くマイナス要因と考えられた。

ただし、逆にみれば、一定の排出基準を守っている限りは、罰せられることもなく、企業は同じ条件で事業を営むことができた。したがって、この公害規制は、環境問題にかかわる企業間競争とはほとんど無縁であった。

(2) 90年代の経済的手法

80年代以降の新たな環境問題は、市場原理を活用し企業の創意工夫を促しながら環境保全を行う仕組みづくりを目指す「経済的手法」による環境規制を登場させた。例えば、CO₂などの地球温暖化ガスの発生抑制、家庭系・事業系の廃棄物の発生抑制あるいはリサイクルを積極化させる仕組みや化学物質の排出・移動を報告・登録するPRTTR制度などを、企業に独自に実現させるための多様で複雑な規制である。

この経済的手法においても、企業の環境コスト負担は免れないが、対応の仕方によっては企業の競争力や業績に影響を及ぼしかねない仕組

図表 - 1 環境問題の変化がもたらす企業の環境淘汰

環境問題の質的・構造的変化
環境規制の経済的手法への変化 市場のグリーン化
「環境」という「競争条件」と「評価基準」の出現 環境淘汰のはじまり
環境経営への転換の必然性 環境経営を自らアピールする企業の増加
ステークホルダの企業評価ニーズの高まり
環境に着目した企業評価の必要性

(資料) ニッセイ基礎研究所

みとなっている。企業にとっては、規制に対応できないリスクが明らかに高まっている。

なお、90年代に成立した環境法規制として、主に製造業を対象とする「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」「改正省エネ法」などが話題になっている。しかし、今年5月には外食産業や流通業を視野に入れ食品ゴミの堆肥・飼料化を促進する「食品リサイクル法」や建設業を対象とした「建設資材リサイクル法」が成立し、省資源化や部品再利用を促進する「資源有効利用促進法」も改正された。

また、国や自治体の環境配慮製品の購入を促進する「グリーン購入法」も成立したが、一連の廃棄物・リサイクル関連法を統括する「循環型社会形成促進基本法」も同時に成立し、一応、廃棄物削減に向けた法的基盤が整った。

3. 市場のグリーン化

90年代の環境法規制の方針転換にともない、企業の製品・サービス市場もおのずと環境保全を重視する傾向が強くなっている。この市場の変化は、「市場のグリーン化」と呼ばれる。

(1) 社会的コスト（外部不経済）の内部化

「容器包装リサイクル法」（95年成立、97年から段階的施行）により、消費者はガラスビン、PETボトル、スチール・アルミ缶、紙パックなど容器包装廃棄物の分別排出に協力し、市町

図表 - 2 90年代以降の環境法規制など

① 環境リスク(広義)の防止 ・改正大気汚染防止法 ・マニフェスト制度 ・改正水質汚濁防止法 ・改正省エネ法 ・地球温暖化対策法 ・P R T R法 ・ダイオキシン類対策法	1996年改正 1997年改正 1997年改正 1998年改正 1998年成立 1999年成立 1999年成立
② 資源循環型社会への転換 ・再生資源利用促進法 ・容器包装リサイクル法 ・家電リサイクル法 ・グリーン購入法 ・改正廃棄物処理法 ・資源有効利用促進法 ・食品リサイクル法 ・建設資材リサイクル法 ・循環型社会形成促進基本法	1991年施行 1995年成立 1998年成立 2000年成立 2000年改正 2000年改正 2000年成立 2000年成立 2000年成立
③ 国際標準化の普及促進 ・ISO14001(環境マネジメントシステム) ・ISO14015(サイトアセスメント) ・ISO14020(エコラベル) ・ISO14040(ライフサイクルアセスメント)	1996年発行 2001年予定 98-99年発行 97-99年発行

(資料) ニッセイ基礎研究所にて分類

村はそれを分別収集し、事業者は再商品化のために引き取るようになった。リサイクル費用は事業者負担であり、企業の再商品化の費用は全国で100億円/年に達しているとも推定される。

従来のままにしておけば、コストのかかる容器包装のリサイクルは拡大せず、ゴミとなるだけで廃棄物の減量化や資源の循環は進まない。そこで、同法は、これまで市場経済の外に置かれていた廃棄物の再商品化に必要な費用を市場原理の中に強制的に取入れる仕組みを作りあげ、社会的コスト(外部不経済)の内部化を図ったのである。企業には内部化されたリサイクルコストの削減が求められ、すでに長期的視点から、容器包装の軽量化・簡易化や再商品化の容易な素材への転換を行う企業がみられる。

(2) 環境コストの投資的性格への変化

「家電リサイクル法」(98年成立、2001年施行)も廃家電(当面は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目)の再商品化を目的としたもので、消費者は使用済みとなった廃家電を

小売業者に引渡し、小売業者は各製造業者へ引渡す仕組みとなっている。リサイクル費用については、容器包装リサイクル法とは異なり消費者負担であり、消費者が小売業者に引渡す時点で支払う。それゆえ、再商品化コストの価格転嫁による過剰消費の抑制効果も期待される。一方で、事業者のリサイクル費用の削減競争が起こるが、同法ではリサイクル基準は設定されているものの、どこでどのようにリサイクルするかは企業の判断に任されている。

したがって、適切な方法を採用した企業は低コストでリサイクルが可能となり価格競争力を増すことになるが、逆に、判断を誤った企業では競争力を失うことになる。これは、70年代の一律の排出基準による公害規制に対応するための環境コストとは根本的に性格が異なり、他社製品との差異化や競争力強化につながる投資としての意味をもっている。

(3) 市場競争原理の導入

「改正省エネ法」(79年成立、98年改正、99年施行)は、家電リサイクル法以上に厳しい市場競争原理を導入して企業の創意工夫を促し、エネルギー消費量(CO₂の排出量)を削減しようとするものである。98年改正の最大のポイントは、「トップランナー方式」による特定機器(自動車、家電・OA機器)に関する省エネ基準の公表である。トップランナー方式とは、各社の製品を、市場に出されている全製品の中で最もエネルギー効率の高い製品の水準以上にするものである。国は性能向上の勧告を行い、企業が従わない場合には、公表、命令・罰金が課せられることから、競争についていけない製品や企業は市場からの退出を余儀なくされる。

すなわち、同法は、省エネのトップ水準にあるものだけを市場に参加させようという強制的な法律であり、製品の競争力にとどまらず企業

経営の根幹にも影響する。COP3（地球温暖化防止京都会議、97年）でわが国が公約した地球温暖化ガスの削減目標達成が危惧される中で、今後、対象となる特定機器の拡大が予想される。

「PRT法」（99年成立、2001年施行）は、指定された化学物質（最大300種）の事業所から大気・水域・土壌への排出量と廃棄物としての移動量を把握し行政に報告することを企業に義務づけている。しかし、実質的には企業が化学物質のリスク管理を行うことを要求しており、その費用負担も少なくないと予想される。

PRT制度に対する最善の方策は、指定および類似の化学物質を一切使用しないことであろうが、少なくとも既存の製造方法・工程や原材料・製品構成などの抜本的な見直しが必要となる。これは、直接的な汚染リスク回避だけではなく、取引先の拒否・排除に対する予防策や競争優位性の向上としても大きな意味をもつ。

（4）購入・調達のグリーン化

市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷の少ないものを優先的に購入し、事業者の環境負荷低減への取組を促そうとする消費者の行動は「グリーン購入」と呼ばれ、これを実践する人を「グリーンコンシューマー」と呼ぶ。グリーン購入は消費者の商品市場面からのアプローチであり、環境への配慮を欠いた事業者に対する批判であると同時に、環境対策に積極的な事業者に対する支援でもある。このように、消費者は市場を通じて企業に影響を与え市場をグリーン化していく力を持っている。

しかし、グリーンコンシューマーが台頭し、グリーン購入に対する消費者意識も低くはないものの、全体としてはまだ十分な行動に結びついていない。その理由として、「環境配慮商品の価格の高さ」という価格面の問題と「環境配慮商品の情報の少なさ」という情報面の問題が

指摘されている。そこでまず企業に求められるのは、環境配慮商品のコストダウンであるが、使用・廃棄時のランニング・コストも含めた総合的な環境商品情報を分かりやすく消費者に提供し、購入を促すことが重要である。

これに対し、事業者や諸団体あるいは行政が組織単位でグリーン購入を行うことによって効果的に商品市場をグリーン化しようという取組が、急速に普及してきている。これにより需要が環境配慮商品へシフトし、販売価格を下げる効果を発揮することが期待される。

他方、企業が原材料や部品の調達において環境配慮型製品を納入条件とする「グリーン調達」が、大手の加工組立型製造業を中心に進んでいる。今後、企業間取引におけるグリーン化もますます進展することが予想され、企業が市場において「環境」により選別される時代となったことは明らかである。

4．環境による企業淘汰のはじまり

（1）「環境」という新たな競争条件の出現

90年代以降に成立した環境法規制は、企業に様々なコスト負担を強いるものが多いが、公害規制と異なり規制内容をどのように具体化していくかについては、企業の経営判断や創意工夫に任されている。これが経済的手法と呼ばれる所以であり、経営戦略（環境戦略）の巧拙によって企業の価格競争力や業績に大きな差が生じてくる可能性を示している。

製造業をイメージすれば、製品の生産時と使用・廃棄時の環境負荷を減らすためには、原材料・部品の選定や調達、生産工程、物流、廃棄物の発生量、分解・リサイクル性、梱包などの見直しが必要である。さらに製品の全生涯にわたる環境負荷低減を目指すライフ・サイクル・アセスメント（LCA）的発想に基づく環境配

慮型設計（DfE）が必要となり、ライフ・サイクル・コスト（LCC）は価格競争力にも影響する。

これは環境面からのリエンジニアリングに他ならず、その対応策は各企業の事情により千差万別であり、横並び意識では到底達成できるものではない。この意味において「環境」という新たな競争条件が出現したのである。

(2) 「環境」という新たな評価基準の出現

一方で、今後のグリーン購入やグリーン調達
の進展に伴い、市場において環境に配慮した製品・サービス開発が厳しく問われる。これまで企業は商品の価格と機能・品質を経済合理性の視点から追求し、市場もそれを是としてきた。しかし、「環境」という競争条件が付加されたことにより、企業は「環境合理性」も同時に追求する必要に迫られている。

それゆえ、企業の活動全体における環境負荷低減への取組姿勢そのものも問われるようになった。しかし、企業の環境合理性（環境パフォーマンス）を客観的に評価するには、従来の経済合理性（財務パフォーマンス）に基づく評価基準では困難であることから、環境面に着目した評価基準を模索する動きが国内外でみられるようになってきた。すなわち、企業にとっては「環境」という新たな評価基準が、競争条件とともに出現したのである。

(3) 環境淘汰のはじまり

これまで環境への取組が企業の競争力を決定したり、環境面から評価されることはほとんど皆無であった。しかし、従来の経済合理性だけの競争から環境合理性の競争へと競争原理が変化する中で、環境により企業が淘汰されること、つまり「環境淘汰」がすでに始まっている。

5. 環境経営への転換の必然性

(1) 市場のグリーン化は時代潮流

少子高齢化、グローバル化、情報化、ソフト化など、現在わが国は社会経済構造の大転換期を迎えている。「市場のグリーン化」もこれらと同次元で進行している。特に、企業経営に着目すれば、市場のグリーン化が、護送船団方式や業界内の横並び意識、企業の内向性・閉鎖性に代表される日本企業の戦後システムの崩壊と同時に進行していることを銘記すべきである。

(2) プロアクティブな環境経営へ

これまで長い間、企業の環境問題への取組は環境法規制にリードされつつ、消費者(団体)などに監視されるという、“受け身の立場”にあった。しかし、市場のグリーン化という時代潮流を認識するならば、環境法規制のコンプライアンスは当然としても、規制受動型のリアクティブな経営から、環境法規制や市場動向の先を読み能動的に行動し社会に働きかけていくプロアクティブな環境経営への転換は必然である。

なお、わが国においても、いわゆる炭素税や米国のスーパーファンド法のような土壌汚染浄化のための厳しい法律などが、将来的に制定される可能性は少なくない。環境に限らないが、“過去の投資が今に生き、今の投資は将来に生きる”のである。

(3) 環境経営の7原則

環境経営とは、環境戦略上から企業の持続的発展をめざすもので、7つの原則がある^(注1)。

- ① 経営トップが環境保全にコミットし、
- ② 環境計画と組織体制を整備し、
- ③ 従業員の全員参加で取り組み、
- ④ 経営資源を効率的・効果的に投入し、
- ⑤ 環境負荷の継続的な低減を図り、
- ⑥ 環境リスクの把握と回避に努め、
- ⑦ ステークホルダーに情報開示する。

この7原則を具体化するものが環境マネジメ

ントシステム(EMS)である。ただし、企業経営を「環境」にどう適合させるかは、経営トップの時代認識と決断に依存するところが大きく、環境経営は能動的に行動を起こさない限り決して成り立たない。

6. なぜ環境面からの企業評価が必要か

わが国では90年代の中頃からISO14001の認証を取得し環境報告書を発行する企業が急増し、最近では「環境会計」を公表するところもみられ、自ら環境経営力をアピールする企業が増えている。しかし、それに対して、第三者評価をどう行うかについては、まだ確立された考え方がないのが現状である。

(1) ステークホルダの企業評価ニーズ

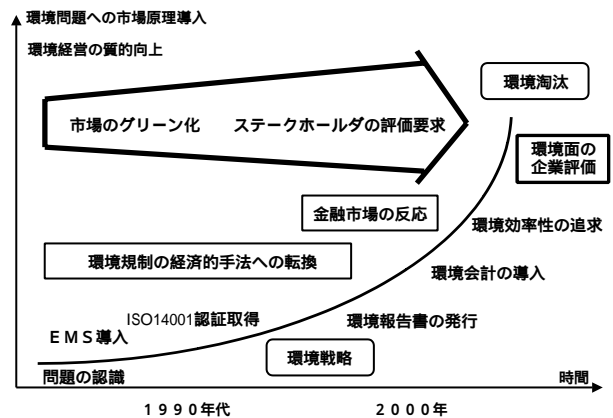
企業の周りには消費者や取引先だけではなく、株主、金融機関、投資家、地域住民、行政、環境NPOなど多様な利害関係者(ステークホルダ)がいて、環境問題の深刻さが明らかになるにつれ、環境面から企業の評価を求める声が強くなっている。「どの企業を支援することが環境保全になるのか?」「どの企業が環境面で信用できるか?」「どの企業の環境リスクが高いのか?」などの疑問に答える必要がある。

(2) 投融資における金融機関の環境配慮

最近になって、金融機関が投融資の採否を決定する際に、企業の環境への取組姿勢や環境リスクを重視するようになったことは注目に値する。従来は、財務パフォーマンスとの関係を見出しにくい環境問題は、運用判断から除外せざるを得なかった。しかし、環境淘汰が現実のものとなるに従い、資金運用受託者の義務である「リスクを極小化し、リターンを極大化し、資産の保全を図る」というブルーデントマン・ルールを広義に解釈する必要がでてきた。

昨年、わが国でもエコファンド(環境にも配

図表 - 3 環境経営の進化と評価



(資料) ニッセイ基礎研究所にて作成

慮した株式投資信託)が5社から発売された。これは金融商品として環境を正面から取り込んだこと、環境面から企業選別が行われたことの2つの意味で画期的であった。ただし、その投資先選定は内部の環境スクリーニングを経ているが、投資信託という性格上あくまで投資適否を決定するためのものであり、スクリーニングの詳細な評価基準や結果は公表されていない。

(3) 求められる客観的な環境経営評価

企業の環境経営の拙さが、直ちに経営破綻に結びつくことはないだろう。しかし、今後、環境経営力が価格競争力・資金調達力や業績の重要な要因となり、企業の環境淘汰が進むことは間違いない。環境面での判断を誤れば、結果として危機的状況に陥る可能性を否定できない。

それゆえ、環境マネジメントに裏付けられた環境負荷の低減や環境コストの効率性、環境リスクの回避を評価軸とする第三者的立場による企業評価が中長期的な視点から必要である。

したがって、環境マネジメント能力や環境負荷低減に着目し、詳細かつ総合的に企業を客観的に評価し公表する体系や手法の確立が急務である。また、異業種間の企業比較も可能な評価体系(環境格付けを含む)も必要となる^(注2)。

(注1) 多田博之著「よくわかる環境会計」(中央経済社2000年)をもとに補筆した。

(注2) ニッセイ基礎研所報「企業の環境格付け(試論1)」(Vol.14、2000年夏号)